

矢板市議会業務継続計画 (B C P)

令和 2 年 1 2 月
矢板市議会

目次

1	計画の目的	1
2	対象とする災害等	2
	(1) 発動の対象とする災害等	
	(2) 発動の決定	
3	災害等発生時の議会及び議員の行動指針	3
	(1) 議会	
	(2) 議員	
	(3) 市との連携・協力	
4	矢板市議会災害対策本部	4
	(1) 矢板市議会災害対策本部の設置	
	(2) 情報の共有及び協議・調整の場	
5	災害等発生時の議会・議員等の役割	6
	(1) 議会の役割	
	(2) 議長の役割	
	(3) 議員の役割	
	(4) 議会事務局の役割	
6	災害等発生時の行動基準	8
7	その他	8
8	計画の見直し	8

地震・風水害等対策編

1	対応段階の設定	9
2	対応段階に応じた行動基準	10
	予想期（発災前）	
	初動期（発災から概ね3日）	
	応急期（発災4日から7日）	
	復旧及び復興期（発災8日から1カ月）	

感染症対策編

1	発生段階の定義	12
2	対応段階に応じた行動基準	13
	国内発生期	
	近県発生期	
	県内発生期	
	市内発生期	
	市内感染期	
	小康期	
3	感染者及び濃厚接触者に関する情報公開	15
	(1) 議員	
	(2) 議会事務局	

1 計画の目的

矢板市議会は非常事態が発生した場合においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての正確な意思決定を行う必要がある。

緊急事態が発生した際に、多様な市民ニーズに対応できる矢板市議会機能を維持し、迅速で適切な対応をとるため、必要な事項を定めておく必要がある。

BCPとは災害などの緊急事態における業務継続計画（Business Continuity Planning）のことである。このBCPの目的は自然災害やテロ、システム障害など危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図ることにある。

BCPは、単なる防災対策ではなく、「業務の継続」を目的としている。

そして業務を継続するための具体的な行動指針を示すものである。緊急時にも業務が途切れずに継続し、途切れたとしても早期の復旧を実現できれば、市民生活の安心安全につながる。

BCPを策定することをゴールとすることなく、日々変化を遂げる現状を把握し分析した上で、次の戦略に結びつけていく継続的な改善が極めて重要である。

以上のことから、緊急事態発生時の議会機能の早期回復とその維持を図ることを目的とした矢板市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

2 対象とする災害等

議会BCPの対象とする災害等（以下「災害等」という。）は、次表のとおりとする。

(1) 発動の対象とする災害等

災害等種別	内容
地震	・ 震度5強以上の地震が発生したとき。 ・ 震度5弱以下の地震が発生した場合において、市内に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
風水害	・ 気象警報、洪水警報が発表され、相当規模の災害が発生したとき。 ・ 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する救助の適用基準に達する規模の風水害が発生、又は発生するおそれがあるとき。
感染症	・ 厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき。
その他	・ 原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第15条第2項に定めるものをいう。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれるとき。 ・ 大規模な噴火、火災、爆発、テロ行為等により、相当規模の災害が発生したとき。 ・ その他議長が必要と認めるとき。

(2) 発動の決定

- ① 議会BCPの発動は、議長が行う。
- ② 議長が発動の決定を行うことが困難な場合は代理者が行う。（発動後の役割についても、議長が行うことが困難な場合は、代理者が行う。）

《代理者の順位》

- ① 副議長 ⇒ ② 議会運営委員長 ⇒ ③ 総務厚生常任委員長 ⇒
- ④ 経済建設文教常任委員長

3 災害等発生時の議会及び議員の行動指針

(1) 議会

議会は、議事・議決機関として予算の審議や重要な契約の締結などについて、市の団体意思を決定するとともに、市の執行機関の事務執行をチェックし、市の政策形成において地域の特性や市民の多様なニーズを反映するなど、重要な役割を担っている。

従って、議会は、市内で大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、さまざまなケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

(2) 議員

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担っている。また、災害等発生時には、地域の一員として災害等の対応等を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

(3) 市との連携・協力

災害等発生時において、実質的かつ主体的に対応に当たるのは、関係所管課をはじめとする市（執行機関）であり、議会が直接的な役割を果たすわけではない。

議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲を踏まえて災害に対応することが基本となる。特に災害初期段階においては、市職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。

このことから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報の収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応しなければならない。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要である。

議会は、議会と市、それぞれの役割を踏まえ、情報の共有を主とする市との協力・連携体制を整えるものとする。

4 矢板市議会災害対策本部

(1) 矢板市議会災害対策本部の設置

ア 議長は、矢板市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合、議会として対策本部と密接な連絡体制をとり、これに協力するため、矢板市議会内に矢板市議会災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

イ 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、本部を設置することができる。

ウ 本部の構成は、下表のとおりとする。

役職	本部の役職	主な任務
議長	本部長	本部の事務の統括（本部会議の進行） 本部員の招集、指揮監督
副議長	副本部長	本部長の補佐 本部長に事故あるときの職務代理
上記以外の議員	本部員	本部の事務

【本部の任務】（矢板市議会における災害発生時の対応要領第4条）

- ① 議員の安否等の確認を行うこと。
- ② 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- ③ 議員からの災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- ④ 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて、国・県等への要望を行うこと。
- ⑥ その他本部長が必要と認める事項に関すること。



エ 議長は、議会BCPの対象となる災害等の対策が概ね完了したと判断したときは、本部を廃止する。

(2) 情報の共有及び協議・調整の場

本部は、議会、議員及び市対策本部等において、情報の共有や協議・調整を行なうため、必要に応じて議長に全員協議会の開催を要請することができる。

5 災害等発生時の議会・議員等の役割

(1) 議会の役割

ア 災害等が発生したとき、災害対策本部を設置し、市が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

イ 本部を通じて次の事項を行う。

(ア) 議員から提供された地域の被災状況等の情報をとりまとめ、市災対本部等に提供する。

(イ) 市災対本部等からの災害等の情報を議員に伝達する。

ウ 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、本部で調整を行い、市に対して要望等を行う。

エ 復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例や予算等を速やかに審議する。

(2) 議長の役割

ア 災害対策本部の設置は、議長が決定する。ただし、議長が決定することが困難な場合は、代理者が行う。

代理者順位…①副議長 ⇒ ②議会運営委員長 ⇒ ③総務厚生常任委員長
⇒ ④経済建設文教常任委員長

イ 本部の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡し、招集する。

ウ 議会の災害対応に関する事務を総括する。議長が不在又は登庁できない場合の議会運営及び議会BCPに係る意思決定は、アに記載のとおりとする。

エ 市災対本部等及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

(3) 議員の役割

ア 災害等が発生したときは、自らの安否、居所又は連絡場所、被害状況等を本部に報告し、連絡体制を確立する。

イ 居住地若しくは最寄りの避難所での情報収集のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談及び助言等を行う。

ウ 被災及び避難所等の状況について、必要に応じて本部へ報告する。

(4) 議会事務局の役割

ア 議会BCPの対象とする災害等が発生し、又は発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は、次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	平日の勤務時間外、休日
<ul style="list-style-type: none">① 自身の安全確保② 来庁者の避難誘導③ 議員の安否確認④ 議会棟の施設及び設備の被害状況の確認⑤ 本部の設置・運営準備	<ul style="list-style-type: none">① 自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認② 市役所（議会事務局）への参集③ 議長及び副議長の安否及び住居等の被災状況の確認④ 議会事務局職員の安否及び住居等の被災状況の確認⑤ 議員の安否及び住居等の被災状況の確認⑥ 議会棟の施設・設備の被害状況の確認⑦ 本部の設置・運営準備

イ 本部が設置されたときは、会議の運営を支援する。

ウ 議会事務局の災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、年長職員が職務を代理する。

6 災害等発生時の行動基準

- (1) 地震、風水害及びその他の災害が発生した場合の行動基準は、地震・風水害対策編のとおりとする。
- (2) 感染症が発生した場合の行動基準は、感染症対策編のとおりとする。
- (3) 災害等対応に係る情報収集・連絡は、ICT（タブレット端末、パソコン及びスマートフォン等）を積極的に活用するものとする。また、議員及び議会事務局は、災害等の情報を迅速に共有するため、日ごろから議会が運用するビデオ会議アプリ・ソフト（zoom など）の操作方法等について研鑽に努めるものとする。

7 その他

議長は、本部を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続きを行うものとする。

ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。議員は、二次災害が起こらないように十分に留意し、安全第一で行動するものとする。

8 計画の見直し

- (1) 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会と議会事務局の体制（行動基準・通信体制等）の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。
- (2) 議会BCPの見直しは、議会改革推進特別委員会を中心に行うものとする。

— 地震・風水害等対策編 —

1 対応段階の設定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、対応段階を次のとおり定め、各段階に応じた行動を実施する。

対応段階	状態
予測期	発災前
初動期	発災から概ね3日
応急期	発災4日目から7日目
復旧・復興期	発災8日目から1ヶ月

2 対応段階に応じた行動基準

予測期（発災前）

- ① 議員及び議会事務局は、災害の発生があらかじめ予想される場合は、事前に議員・議会事務局職員の行動基準を確認する。
- ② 議員及び議会事務局は、タブレットや SNS 等を活用し、情報を相互に確認できる体制を事前に整える。

初動期（発災から概ね3日）

■ 本会議、全員協議会、委員会、その他議員が出席する会議（以下「会議等」という。）が開催中の場合

- ① 議長及び委員長等（以下「議長等」という。）は、直ちに会議等を休憩し、出席者及び傍聴人等の安全を確保する。
- ② 議長等は、災害の状況により、その日の会議等を閉じる。
- ③ 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
- ④ 委員会、会派又はその他組織の代表は、被害状況を議長に速やかに報告する。
- ⑤ 議長は、速やかに本部の設置を判断、決定する。

■ 会議等が開かれていない場合、又は議員が登庁していない場合

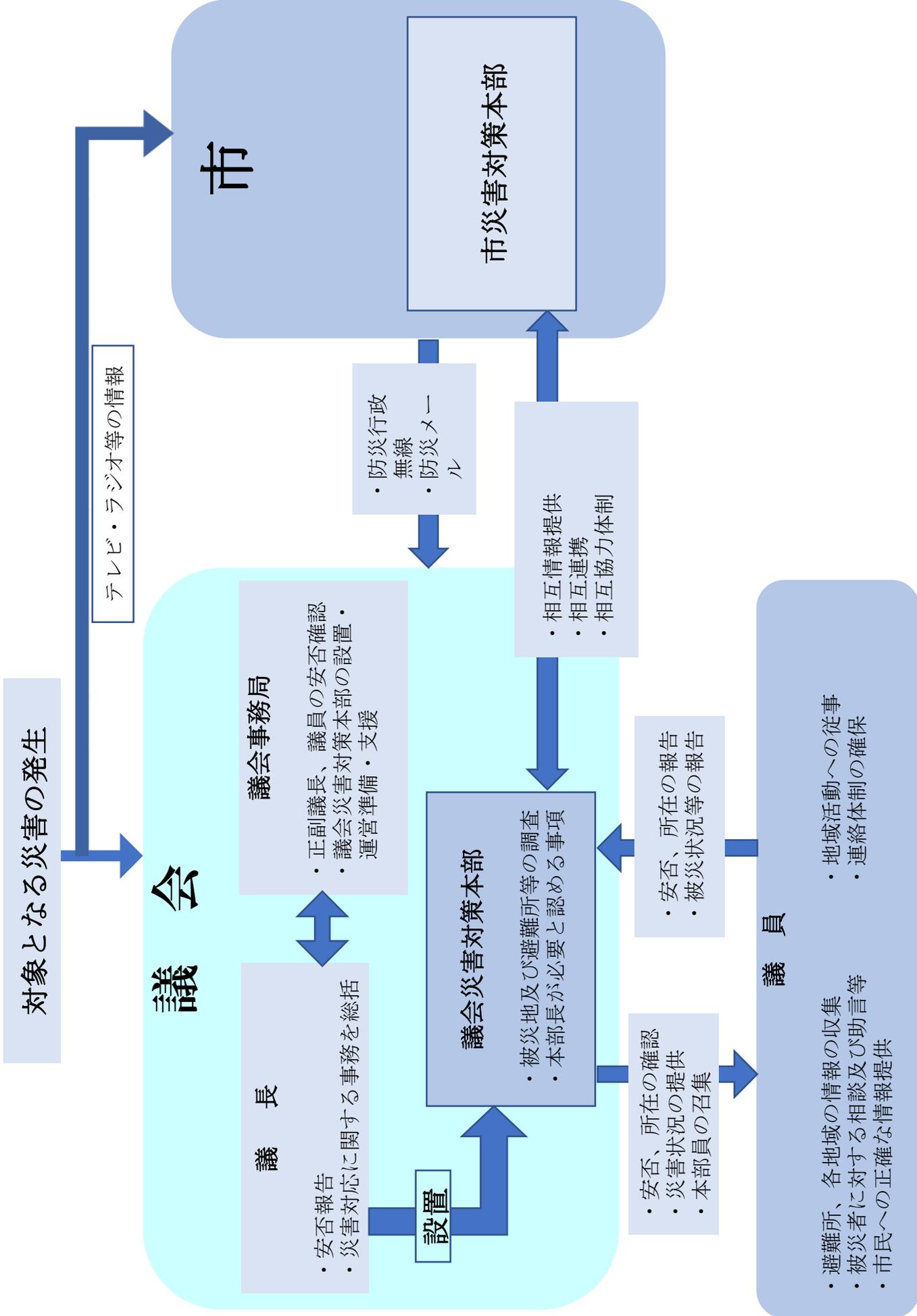
- ① 議長は、速やかに本部の設置を判断、決定する。
- ② 議長は、本部を設置した際は、速やかに本部を設置した旨を全議員に連絡する。
- ③ 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先を本部に報告する。
- ④ 議員は、本部からの指示があるまで、議会BCPに基づき、個人の判断により行動する。
- ⑤ 議員は、居住地又は最寄りの避難所の情報収集のほか、各地域の災害支援活動にできる限り協力する。
- ⑥ 議員は、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等にできる限り協力する。
- ⑦ 議員は、被災及び避難所等の状況について、必要に応じて本部に報告する。

応急期（発災4日から7日）

- (1) 本部は、次の事項についてタブレットを活用し、情報の一元化を図る。
 - ① 議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、市対策本部に提供する。
 - ② 市対策本部から提供された災害情報を全議員に提供する。
 - ③ その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- (2) 本部は、本会議（臨時会議・定例会議）、委員会、会派活動、議会行事等について、災害対応に関する議会（議員）の活動方針を協議する。
- (3) 本部は、その他必要な事項について協議し、議員に指示する。

復旧及び復興期（発災8日から1カ月）

- (1) 本部は、市対策本部等の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求める。
- (2) 本部は、市対策本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
- (3) 本部は、本会議（臨時会議・定例会議）、委員会、会派活動、議会行事等について、災害対応に関する議会（議員）の活動方針を協議する。
- (4) 議会は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国、県その他関係機関に対して要望活動を行う。
- (5) 議会は、復旧及び復興が迅速に進むよう、市民の意見・要望等を踏まえながら、必要に応じて市災対本部等に対して提案・提言・要望等を行う。



— 感染症対策編 —

1 発生段階の定義

刻々と変化する状況に迅速に対応する必要があるため、市が定める「矢板市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」を参考に、発生段階を次の6つに分類し、各段階に応じた行動を実施する。

発生段階	状態
国内発生期	国内で感染症の患者が発生しているが、栃木県内では発生していない段階
近県発生期	栃木県近県で感染症の患者が発生し、感染者が増加している段階
県内発生期	栃木県内で感染症の患者が発生しているが、矢板市内では発生していない段階
市内発生期	矢板市内で感染症の患者が発生し始めた段階
市内感染期	矢板市内で感染症の患者が多数発生した段階
小康期	患者の発生が減少し、流行が低い水準となった段階

2 対応段階に応じた行動基準

感染症対策は、感染拡大の段階に応じて異なる対応が必要となることから、事前に準備を進め、迅速に意思決定を行うことができるよう、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

なお、感染症の特徴を考慮し、必要に応じて感染症別に行動基準を別途定める。

国内発生期

(1) 予防・まん延の防止

議会だより、市議会ホームページ、フェイスブック及びLINE等を活用し、市民に対して、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を広報・周知する。

近県発生期

(1) 予防・まん延の防止

① 議員（委員会、会派を含む）の県外出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、別に定める期間について外部との接触を控える。

また、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。

② 県外からの視察等の受け入れを規制する。

③ 県外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛をホームページ等で要請する。

県内発生期

(1) 体制の整備

災害対策本部を設置し、対応方針を協議・決定する。

(2) 予防・まん延の防止

① 議員（委員会、会派を含む）の市外出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、別に定める期間について外部接触を控える。また、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。

② 県外に加え、市外からの視察等の受け入れを規制する。

③ 県外・市外の傍聴希望者及び記者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。

④ 傍聴希望者に対し、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策について、周知徹底を図る。

- ⑤ 議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

市内発生期

(1) 活動方針の決定

本部は、感染症の拡大・防止対策及び議会の活動方針を協議・決定する。

(2) 予防・まん延の防止対策

- ① 議員（委員会、会派を含む）の出張を規制する。
- ② 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、開催及び参加を規制する。
やむを得ない事情により行事を開催又は参加する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。
また、検温等による体調管理を徹底し、異変を感じた場合は速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。
- ③ 市外からの視察等の受け入れを規制する。
- ④ 全ての傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- ⑤ 議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

市内感染期

(1) 実施体制

本部は、市対策本部等と協力・連携し、情報の共有を図る。

(2) 予防・まん延の防止対策

- ① 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、開催及び参加を規制する。
- ② 外部からの視察等の受け入れを規制する。
- ③ 全ての傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- ④ 議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

(3) 感染者または濃厚接触者発生時の対応

- ① 議員が感染又は濃厚接触者と認定された場合
 - ア 速やかに本部に報告する。
 - イ 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族により本部に報告する。
 - ウ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び本部に連絡する。

- ② 事務局職員が感染又は濃厚接触者と認定された場合
- ア 速やかに議会事務局長（又は職員。以下同じ。）に報告する。
 - イ 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族により議会事務局長に報告する。
 - ウ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局長に連絡する。

小康期

(1) 実施体制

患者の発生状況、国・県・市の動向等を見極め、災害対策本部を解散する。

(2) 予防・まん延の防止

- ① 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。
- ② 外部からの視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。
- ③ 傍聴者の制限を緩和・解除する。
- ④ 咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策について、実践の徹底を緩和・解除する。

3 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開

議員、事務局職員の中から新型インフルエンザ等感染症をはじめとする感染症の感染者として認定を受けた旨の連絡があったときは、必要に応じて下記の情報を公開する。

(1) 議員

- ア 性別・年齢（何十代）
- イ 保健当局から認定を受けた日付
- ウ 状態（感染経路の状況／入院の有無／重症・軽症の別／自宅待機等）

(2) 議会事務局

執行部に報告し、執行部の取り扱いに準じる。